



# 三次中央会報

ロータリークラブ

事務所 / 広島県三次市十日市東 1-16-19  
 TEL (0824) 64-1245  
 FAX (0824) 64-1245  
 E-mail m-c-rc@vega.ocn.ne.jp  
 http://mcrc.server-shared.com

例会場 / 広島県三次市十日市南 1-10-1  
 三次グランドホテル  
 例会日 / 月曜日 12:30~13:30

2022-2023 ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT 2710

- 本日のプログラム 会員卓話 / プログラム委員会  
 山縣 隆会員、宮武直樹会員
- 次回例会日時 2023年6月19日(月) 12:30~
- 次回プログラム 臨時総会、上半期報告

会長 / 沈 勝 義  
 幹事 / 中 島 清 貴

●2022~23年度 国際ロータリーのテーマ



## ■第1387回例会記録

- 日時.....2023年6月5日(木) 12:30~
- 点鐘.....会長
- 国歌「君が代」斉唱.....全員
- ソング「我らの生業」.....全員

■開会挨拶.....沈 会長

## ロータリークラブとライオンズクラブ

皆さんこんにちは。先日は三次市の3クラブ合同例会でしたが、皆さん楽しんでいただけましたでしょうか。久しぶりに何の制限もなく、皆さんと飲み交わすことが出来て、本当にうれしかったです。他クラブの会長さんたちからも、よく声をかけて下さったと、感謝の言葉をいただきました。これもひとえに、皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

さて、本日のプログラムは職業奉仕委員会の担当で、会員卓話となっております。野村委員長、そして卓話をされる大井さん、圓道さん、後ほどよろしく願いいたします。

ところで皆さん、突然ですがロータリークラブとライオンズクラブの違いって、考えたことはありますか。今年私がロータリーの会長になって、いろいろな場面でお話しをした時に、何度か問いかけることがありました。そんなとき私はいつも、「どちらも国際的な社会奉仕団体で、地域社会はもとより、広く世界中で奉仕をする団体です。大きな違いとしては、ロータリークラブには職業奉仕という概念があり、自分の仕事を通して社会に貢献しようとする人々の団体です」と話しています。

職業奉仕についてもっと分かりやすく説明する

時には、「自分の職業に対して、まじめに丁寧な仕事をし、地域の人々に喜んでいただくことで、社会に貢献しようとする。更に言うと、そうした行動で自身の職業に対する信頼を高め、ひいては業績を上げることに繋がるのだ」という風に説明しています。



職業奉仕だけに限ったものではありませんが、クラブ内でよく言われる表現をすれば、「最もよく奉仕をする者は、最もよく報われる。」というのが、ロータリーの本質を表しているように思います。

ロータリーとライオンズ、どちらにしても一般的にはあまり認知されていないようです。インターネットで調べてみたら面白い回答がいくつかあったので、その中から2点ほど紹介します。

まずはベストアンサーとされていたものです。「ロータリークラブというのは、その地域内で、各業種でのトップ企業の代表、もしくは役員の方がある方が入会できる、慈善団体のようなものです。ライオンズクラブはそれに準じていますが、ロータリーほど審査基準は厳しくないです。なに

せ、ロータリーは地域、業種で一番である事が条件なのに対し、ライオンズはそこそこの業績が良ければ入れます。もちろん入会審査はありますが、企業のオーナーでなくても、常務や専務といった取締役でも入会できます。あなたが、いずれかに入会なさりたいと思うのなら、企業の代表者になるか、ご自分で事業を起こされると良いでしょう。先ほども記載致しましたが、入会に際して、審査がございます。

40歳未満を対象としたJCなるものがあります。企業家の二世が多く所属していますが、JCを経て、ライオンズやロータリーに入会される方も多いようです。ちなみに、一般サラリーマンには縁のない団体です。」という回答。

そしてもう一つ、ユニークな回答が、「見栄っ張りで金持ちのおじちゃんたちが自己満足するための団体です。でも、いろんな慈善活動をやっていることは、一応評価してあげましょう。」と言うもの。

ずい分誤解されているようなので、もっと公共イメージに力を注ぐ必要があると感じました。以上で会長の挨拶を終わります。

#### ■幹事報告.....中島幹事

- ガバナー月信、ロータリーの友誌6月号を配布しております。
- 本日19時より第12回理事役員会を広島三次ワイナリーにて行います。

#### ■出席報告.....平田委員長

- 第1385回 5月22日

会員数	35名	Make-up	1名
欠席	5名	出席合計	31名
欠席者のうち規定免除	2名	出席率	93.94%

- Make-up...和田君
- 第1387回 本日の出席は35名中27名です。

#### ■次年度幹事.....栗本会員

- 6月12日19時より第4回次年度理事役員会を開催します。
- 次年度会員名簿を回覧しています。変更点があれば記入してください。なければサインをしてください。

#### ■ロータリー情報委員会.....松本委員長

ロータリーの友誌6月号の読みどころをご紹介します。

- P.7-15 今月は親睦活動月間です。我々のクラブもゴルフ同好会だけでなく、色々な同好会ができてもいいのではないかと思います。

- P.16-17 PBG 地区加盟50周年!とあります。読んでみると、PBGとは、日本の地区に加盟する海外のクラブです。日本の2750地区の1グループで、グアム、サイパン、パラオ共和国、ミクロネシア連邦からなるグループです。2750地区は東京で、東京は北と南の別れており、北の2580地区には沖縄が、南の2750地区にはPBGが加盟しています。

- P.19

ブラジルのロータリアンとの約束物語と題して、防府南RCの諏訪PGとブラジルロータリアンとのエピソードが書かれています。諏訪PGは、杉谷会長の時のガバナーでありました。目を通してみてください。

- 縦書き●P.4-8

(株)安川電機特別顧問津田純嗣氏の「スマートファクトリーへの挑戦」です。ご一読ください。

#### ■SAA.....石田SAA

- 会員ニコニコBOXご出宝

- 沈 君 梅雨入りしましたが、暫く雨はなさそうですね。会長年度も残り1ヶ月、頑張ります!。(大)
- 竹野君 美しい妻のBirthday、きれいな花をありがとうございました。(大)
- 信国君 妻の誕生日。きれいなお花、ありがとうございました。(大)
- 大井君 本日、卓話、よろしく願いいたします。
- 圓道君 2回目の卓話です。よろしく願いいたします。
- 野村君 大井さん、圓道さん、卓話よろしく願いいたします。
- 平田君 会員卓話。大井会員、圓道会員、拝聴します。

ニコニコBOX本日出宝額 19,000円

アンサンブルポコよりお知らせ

アンサンブルポコが30周年を記念し、落語オペラのコンサートをキリリホールにて7月2日に開演いたします。ぜひご来場ください。



職業奉仕委員会の担当例会です。  
本日は、大井会員と圓道会員に、新しくできた法律についての話をさせていただきたい  
と思います。

野村明弘職業奉仕委員長



## 相続土地国庫帰属制度について

(相続した利用しない土地を手放す制度です)

大井司法書士事務所 所長  
司法書士  
大井 睦子

みなさんこんにちは。

きょうは、今年4月27日に制定されました「相続土地国庫帰属制度」についてお話させていただきます。

相続土地国庫帰属制度の創設に至った経緯についてですが、土地ニーズの低下などにより、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加しています。また、相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いています。

所有者不明の土地の発生を抑えるため、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とするためこの制度が創設されました。

土地を相続はしたけど、国に譲り渡したい、そのための手続きです。

手数料として一筆につき14,000円かかります。また、申請は法務局の本局になります。三次ではできません。

三つのステップについて簡単にお話させていただきます。

### 【ステップ1】

法務局への相談

引き取りできるかどうか、その土地に関する資料、登記簿謄本などを用意する必要があります。

### 【ステップ2】

申請書類の作成・提出  
土地の図面などが必要になります。

### 【ステップ3】

負担金の納付  
申請の結果、帰属承認されれば、負担金を支払う必要があります。

帰属ができないこともあります。それは、土地に建物が存在するとか、汚染されている、担保に入っている、境界線が明らかでない、などなど多くの例が挙げられています。

詳しく知りたい方、また、相続土地国庫帰属制度を利用したいと思われる方がいらっしゃいましたら、私に相談して下さるか、法務省のホームページをご覧ください。

### \*参考

- 土地問題に関する国民の意識調査  
(出典：平成30年度版土地白書)  
土地所有に関する負担感  
負担を感じたことがある、又は感じると思う  
約42%
- 令和2年法務省調査  
土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に  
帰属させる制度の利用を希望する世帯  
約20%



## 相続税と税制改正について

圓道税理士事務所 代表  
税理士  
圓道 健二

相続税とは、亡くなられた親や配偶者などから、お金や土地などの財産を相続した場合に、その受け取った財産に対して課される税金です。

また、相続税と似たもので贈与税というのがあります。贈与税とは、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に対して課される税金です。

国税庁の発表によりますと、令和3年分における相続税の申告実績は、約9.3%、1人当たりの課税価格は1億3,800万円、税額は、1,800万円となっております。

まず、相続税対策として必要なことは、ご自身がどのくらいの財産を保有していて、どのくらい相続税がかかるかを知ることです。

細かい数字は必要ありません。現在の預貯金、不動産、有価証券と借入金がどれくらいあるのかを確認してください。

次に、配偶者や子ども等の相続人の人数を確認してください。これでおおよそその相続税がわかります。

最後に、相続税を減らすために出来ること。

### ①生前贈与を行う。

子どもや孫などに財産を無償で渡すことです。

110万円以内の贈与が一般的に行われていますが、財産の総額や年齢によっては、110万

円にこだわらず、高額で行うこともあります。

### ここで税制改正のポイント!!

生前贈与には相続人に対して行った贈与のうち3年以内のものは相続税に加算するというルールが、令和6年以降の贈与から7年以内と変更になりました。

### ②生命保険の非課税枠を活用する。

法定相続人×500万円までは非課税となります。

### ③相続時精算課税制度を活用する。

原則60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の者のうち、贈与者の直系の子や孫に対して生前贈与をする際に贈与者ごとに選択できる制度のことです。

この制度を選択した場合、累積2,500万円までの贈与財産については贈与税がかからないものの、贈与者の相続発生時に相続財産に加算して相続税を課税することとなります。

現在は、この制度を選択した年分以降の、すべての贈与財産を相続財産に加算することとなります。

### ここで税制改正のポイント!!

令和6年以降は、「基礎控除」が創設され、年間110万円までの相続時精算課税贈与は、相続財産に加算されないこととなりました。